

日本学生支援機構奨学金を貸与していた皆様へ

在学中に、日本学生支援機構貸与奨学金の奨学生であった方は、貸与終了の翌月から数えて7か月目の月（3月に貸与終了した場合は10月）から奨学金の返還が開始されます。

奨学金は登録した口座から、口座振替により返還することとなっていますが、例年、最初の引き落としができず、延滞となってしまう人がいます。

特に、これから返還が始まる方は、最初の返還金が口座から引き落とされたかどうか、必ず確認してください。なお、口座振替の手続きを行っていない方は、日本学生支援機構から請求書が届きますので、必ず必要な手続きを取ってください。

奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。本学としても、後輩学生たちのため、卒業した皆様に格別の留意をお願いする次第です。

《返還中の手続きに関する詳細》

[日本学生支援機構ホームページ](#)

返還が困難な場合

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、《日本学生支援機構の相談窓口》に電話してください。

《日本学生支援機構相談窓口》

電話：0570-666-301

（海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル：03-6743-6100）

※ご相談の際には奨学生番号をお知らせください。

お問い合わせ先

新潟大学学務部学生支援課 奨学支援係

電話：025-262-7337